

令和元年より適用される主な税制改正のポイント

～令和元年より適用～

○消費税率の引き上げ

令和元年10月1日から、消費税（地方消費税を含む）の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

○住宅ローン控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除期間が3年延長され10年間から13年間となります。延長期間の控除額は、次のいずれか少ない金額とします。

- ①建物購入価格×2%÷3 ②住宅ローン年末残高×1%

※建物購入価格、A（住宅の取得等の対価の額又は費用の額）－Aに含まれる消費税額等です。

※建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円です。

○空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の見直し

被相続人が老人ホーム等へ入居していた場合でも、次の追加要件を満たす場合に限り、被相続人の居住用財産を相続又は遺贈により取得した相続人が譲渡した場合に、相続開始直前まで被相続人居住の用に供されていたものとして、その譲渡所得から最高3,000万円まで控除の特例を適用できるようになります。

- ①被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続の開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。
②被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

※適用期間：平成31年4月1日～令和5年12月31日

～令和2年より適用～

○給与所得控除の見直し

給与所得控除額を一律10万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が850万円とされるとともに、その上限額を195万円に引き下げることとされました。

給与等の収入金額（A）	給与所得控除額	
	令和元年分まで	令和2年分から
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 18万円	(A) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 54万円	(A) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 120万円	(A) × 10% + 110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円（上限）
1,000万円超	220万円（上限）	

※個人住民税については令和3年1月1日以後から適用されます。

○公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額を一律 10 万円引き下げることとされ、公的年金等控除額を一律 10 万円引き下げることに伴い、見直しの結果、下表のとおりとなります。
また、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超えた場合、段階的に控除額が引き下げられます。

対象年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等の控除額			
		令和元年分まで	令和 2 年分から		
			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満	130 万円以下	70 万円	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 37.5$ 万円	$(A) \times 25\%$ +27.5 万円	$(A) \times 25\%$ +17.5 万円	$(A) \times 25\%$ +7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 78.5$ 万円	$(A) \times 15\%$ +68.5 万円	$(A) \times 15\%$ +58.5 万円	$(A) \times 15\%$ +48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 155.5$ 万円	$(A) \times 5\%$ +145.5 万円	$(A) \times 5\%$ +135.5 万円	$(A) \times 5\%$ +125.5 万円
	1,000 万円超		195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円
65 歳以上	330 万円以下	120 万円	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	$(A) \times 25\% + 37.5$ 万円	$(A) \times 25\%$ +27.5 万円	$(A) \times 25\%$ +17.5 万円	$(A) \times 25\%$ +7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	$(A) \times 15\% + 78.5$ 万円	$(A) \times 15\%$ +68.5 万円	$(A) \times 15\%$ +58.5 万円	$(A) \times 15\%$ +48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	$(A) \times 5\% + 155.5$ 万円	$(A) \times 5\%$ +145.5 万円	$(A) \times 5\%$ +135.5 万円	$(A) \times 5\%$ +125.5 万円
	1,000 万円超		195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

○基礎控除の見直し

基礎控除について、**控除額を一律 10 万円引き上げる**とともに、合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は、基礎控除の適用は出来ないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	令和元年分まで	令和 2 年分から
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		0

※個人住民税については令和 3 年 1 月 1 日以後から適用されます。

○扶養親族等の範囲の見直し

- ① 勤労学生の場合、合計所得金額要件を 75 万円以下に引き上げることとされました。
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族の場合、合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げることとされました。
- ③ 源泉控除対象配偶者（給与の源泉所得税額を算定する際の扶養数に該当する配偶者）の場合、合計所得金額要件を 95 万円以下に引き上げることとされました。

○配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（改正前：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げることとされました。

○青色申告特別控除の見直し

青色申告特別控除の控除額を 65 万円から 55 万円に引き下げる一方、一定の要件（e-Tax による電子申告または電子帳簿保存）を満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とすることとされました。

○所得金額調整控除等の創設

子育てや介護に対しての配慮や、収入内容により控除引き下げ額による負担増の配慮の観点から、①・②の所得金額調整控除が新たに創設されることとなります。

①給与等の収入が 850 万円を超える居住者で、次の A～C のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（上限 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%相当額を給与所得額から控除することとされました。

要件	算式
給与等の収入金額が 850 万円超 A 本人が特別障害者に該当 B 23 歳未満の扶養親族を有する C 特別障害者である同一生計の配偶者または、扶養親族を有する	(給与等の収入金額-850 万円) × 10% ※給与等の収入金額は、上限 1,000 万円

②給与所得控除後の給与等の金額・公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、それらの合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得の金額から最大 10 万円控除することとされました。

算式
給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等に係る雑所得の金額 - 10 万円 ※各所得額は、上限 10 万円

○医療費控除（従来の医療費控除）に関する添付書類の見直し

①医療費控除（従来の医療費控除）を受けるための手続き「医療費控除の明細書」（右図）と「医療保険者等の医療費通知書（医療費控除の明細書の医療費通知に関する事項に記入したものに限り、）」を確定申告書に添付します。

②医療保険者等の医療費通知書について
市区町村や組合から年に数回に分けて送付される「医療費のお知らせ」（右下図）です。

③注意
・セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を両方適用することはできません。領収書は、セルフメディケーション税制用と従来の医療費控除用ごとに、分けて集計し、ご自宅等で保管をしてください。確定申告書に添付する必要はありません。確定申告期限等から 5 年間税務署から領収書の提示又は、提出を求められる場合があります。

・令和元年分までの確定申告書については、移行期間として従来通り領収書の添付による医療費控除の適用もできます。**令和 2 年分からは、領収書の添付省略**となりますので、ご注意ください。

< 医療費控除の明細書 >

< 医療費通知書（例） >

医療費のお知らせ		あおいろ 健康保険組合					
対象者名	受診年月	診療区分	日数	医療費の内訳			
受診医療機関名				医療費総額	本人・家族負担額	健康保険負担額	公費負担額
川崎 太郎	31 04	本人外来	1	12,370	3,711	8,659	
青色総合病院							
川崎 太郎	31 04	調剤本人	1	7,300	2,190	5,110	
申告薬局							
川崎 太郎	01 05	本人入院	3	200,000	60,000	140,000	
青色総合病院							
川崎 京子	01 06	歯科家族外来	1	9,450	2,835	6,615	
白色歯科							